

昭和一九三三年三月三十一日

第三十二軍團係大陸指綫



複製史料

防衛研究所戰史室

大體指第九百二十三

指示

- 一、大體指第九百七十四號ニ基キ左ノ如ク指示ス
- 一、前西諸島及該島方面作戰準備ノ爲ニ第三十二區司令官及該島軍司令官ノ準備スヘキ一十種作戰準備事項ヲ列挙シ、知シ
- 二、防衛隊司令官、支那派遣軍總司令官、第三十二區司令官、第三十軍司令官ハ防務情報ノ迅速ニシテ密ニ協力スルモノトス
- 三、航空作戦實施ノ爲ニ總司令官、支那派遣軍總司令官、第三十二區司令官、海軍軍司令官ハ互ニ他ノ作戰地域内ノ航空機ヲ使用スルコトヲ得

昭和十九年三月二十二日

2
72.

大清光緒十九年二月二十二日

十
九
年
二
月
二
十
二
日

大
清
光
緒
十
九
年
二
月
二
十
二
日

目次

第一 方針

第二 方針

第三 方針

第四 方針

第五 方針

第六 方針

第七 方針

一、就德意志帝國
1. 德意志帝國

二、本條約係由
1. 本條約係由

三、本條約係由
1. 本條約係由

四、本條約係由
1. 本條約係由

五、本條約係由
1. 本條約係由

六、本條約係由
1. 本條約係由

七、本條約係由
1. 本條約係由

八、本條約係由
1. 本條約係由

九、本條約係由
1. 本條約係由

十、本條約係由
1. 本條約係由

十一、本條約係由
1. 本條約係由

十二、本條約係由
1. 本條約係由

十三、本條約係由
1. 本條約係由

十四、本條約係由
1. 本條約係由

十五、本條約係由
1. 本條約係由

十六、本條約係由
1. 本條約係由

十七、本條約係由
1. 本條約係由

十八、本條約係由
1. 本條約係由

十九、本條約係由
1. 本條約係由

二十、本條約係由
1. 本條約係由

1 海上兵力ハ...
 2 陸上兵力ハ...
 3 航空兵力ハ...

X1 海軍大臣
 (海軍大臣)

X2 海軍大臣
 (海軍大臣)

X3 海軍大臣
 (海軍大臣)

X4 海軍大臣
 (海軍大臣)

海軍方面

海軍大臣
 海軍大臣
 海軍大臣

海軍大臣
 海軍大臣
 海軍大臣

海軍大臣
 海軍大臣
 海軍大臣

海軍大臣
 海軍大臣
 海軍大臣

Y1
 Y2
 Y3

1 海上兵力ハ...
 2 陸上兵力ハ...
 3 航空兵力ハ...

4 海軍大臣
 (海軍大臣)

5 海軍大臣
 (海軍大臣)

6 海軍大臣
 (海軍大臣)

7 海軍大臣
 (海軍大臣)

8 海軍大臣
 (海軍大臣)

(ロ) 小規模警備隊の増強に力を入れ、

大規模方面に力を入れ、兵力の増強及び初期進行に必要材料の輸送

(ハ) 警備隊の増強に力を入れ、

警備隊の増強に力を入れ、

警備隊の増強に力を入れ、

警備隊の増強に力を入れ、

警備隊の増強に力を入れ、

警備隊の増強に力を入れ、

トシ内閣府の調査によると、七月末トシに

(イ) 警備隊の増強に力を入れ、

(ロ) 警備隊の増強に力を入れ、

(ハ) 警備隊の増強に力を入れ、

(ニ) 人員資材の増強に力を入れ、

(ホ) 警備隊の増強に力を入れ、

(一) 建設用資材(木材、代用「
及局地改良力」
現地自活其地

(二) 南西諸島自給者ノ現況ニ
力ヲ當甘薄、現業ノ大
促進スルト共ニ
島民其地ノ修築
南洋諸島及
ニ年ニ爲シ得ル
用ノ人員初年交

(三) 現地自活其地
力ヲ當甘薄、現業ノ大
促進スルト共ニ
島民其地ノ修築
南洋諸島及
ニ年ニ爲シ得ル
用ノ人員初年交

(四) 南洋諸島及
ニ年ニ爲シ得ル
用ノ人員初年交

(五) 現地自活其地
力ヲ當甘薄、現業ノ大
促進スルト共ニ
島民其地ノ修築
南洋諸島及
ニ年ニ爲シ得ル
用ノ人員初年交

(六) 南洋諸島及
ニ年ニ爲シ得ル
用ノ人員初年交

1 建設用資材(木材、代用「
及局地改良力」
現地自活其地

(一) 建設用資材(木材、代用「
及局地改良力」
現地自活其地

(二) 南西諸島自給者ノ現況ニ
力ヲ當甘薄、現業ノ大
促進スルト共ニ
島民其地ノ修築
南洋諸島及
ニ年ニ爲シ得ル
用ノ人員初年交

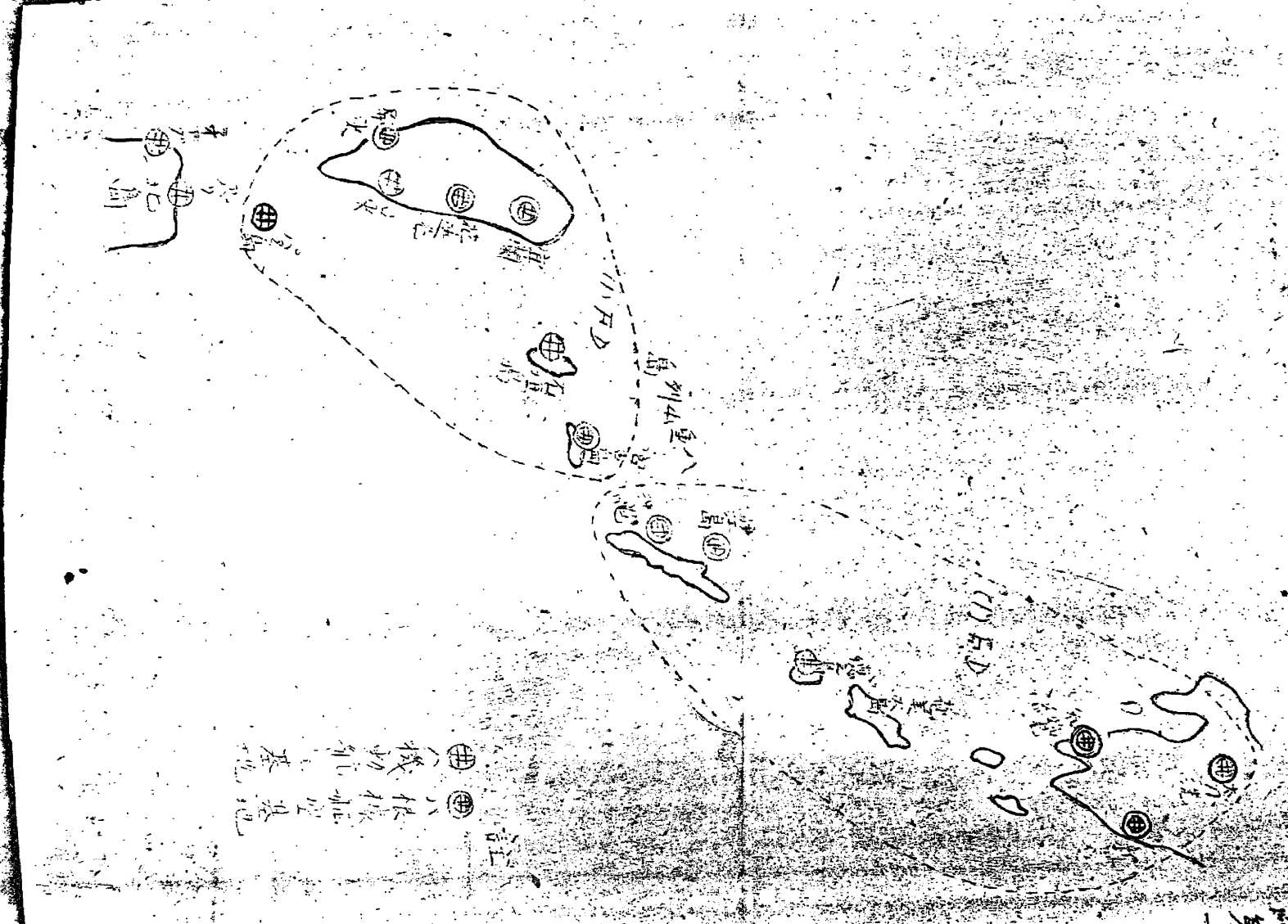
(三) 現地自活其地
力ヲ當甘薄、現業ノ大
促進スルト共ニ
島民其地ノ修築
南洋諸島及
ニ年ニ爲シ得ル
用ノ人員初年交

(四) 南洋諸島及
ニ年ニ爲シ得ル
用ノ人員初年交

(五) 現地自活其地
力ヲ當甘薄、現業ノ大
促進スルト共ニ
島民其地ノ修築
南洋諸島及
ニ年ニ爲シ得ル
用ノ人員初年交

第一圖 地產配置圖

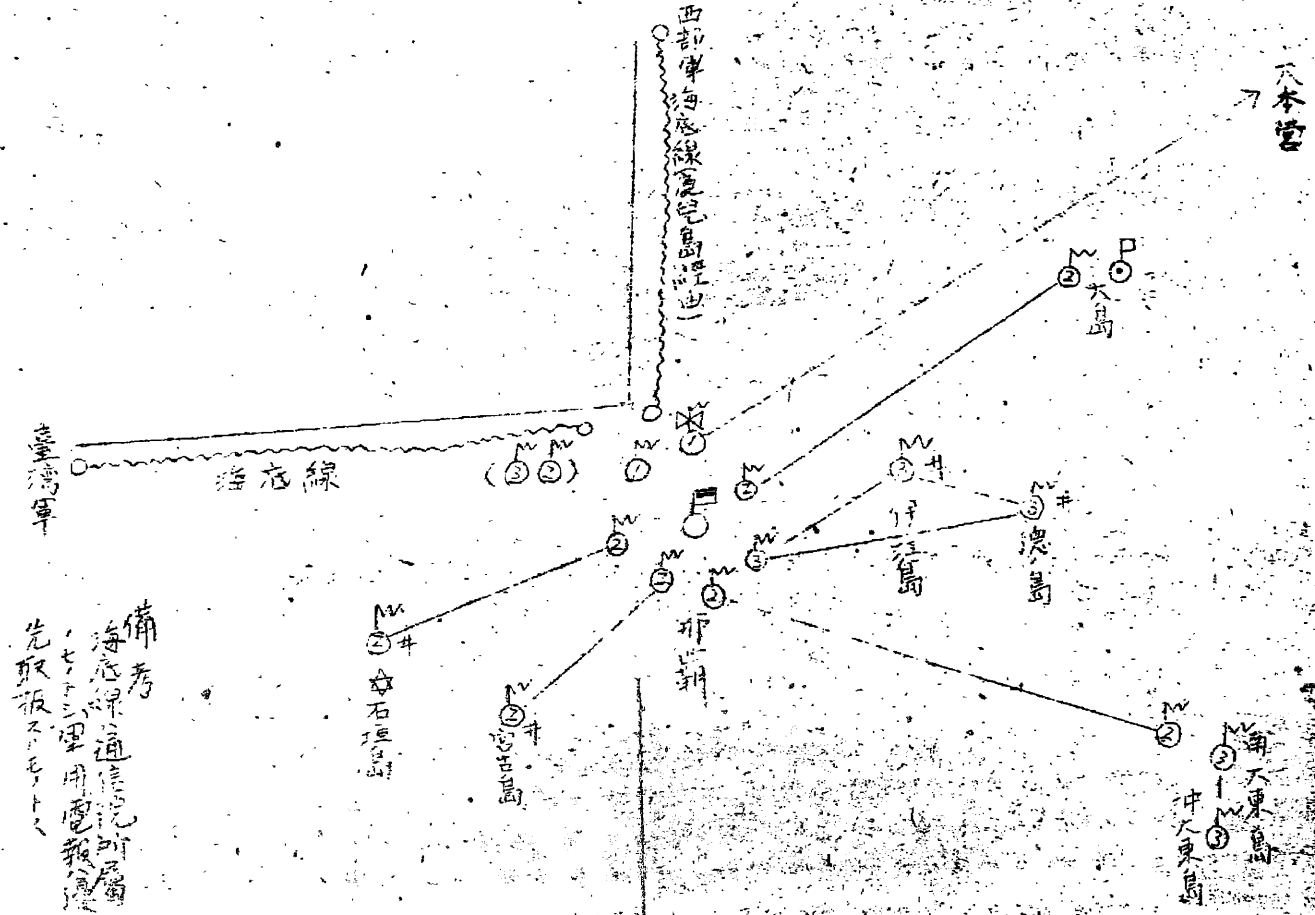
第一圖



第三十二軍幹通網

(先取版不代積不)

別紙第二



備考
海底線通信所設置
七十三軍用電報機
先取版不代積不

石 垣 島	宮 古 島	沖 繩 島	伊 江 島	瀨 之 島	離 島
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
利 用 會 社		民 事 會 社	計 画 會 社	公 用 會 社	特 種 會 社
月 六 日		月 九 日		月 十 日	
第 二 十 三		第 二 十 三		第 二 十 三	

南
海
道
島
嶼
區
政
定
計
畫

14

大正九年九月二十日

現 金	現 金	現 金
大	大	大

現 金 利 用	現 金 利 用 (但 少 利 息 入 流 入 二 新 設 入)	現 金 利 用
------------------	---	------------------

88
13

石垣島	西古島	沖繩島	伊江島	離之島	總計
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500
島嶼司令官 許野大佐 丘右衛門 利根海軍					海軍省 海軍部 海軍省 海軍部
第十九年六月					海軍省 海軍部
第二十三番					海軍省 海軍部

南西諸島海軍施設設計書

要

14

大正九年九月二十四日

電 通 大	電 通 局	南 九 州
現 施 設 利 用	現 施 設 利 用 (但 々 訂 項 具 入 運 力 二 新 設 入)	現 施 設 利 用

15

大正九年三月二十五日

指 示

大正九年三月二十五日 左ノ如ク指示ス

第三十二軍司令部へ 八十五兵団 行旅ヲ以テ選ニ大東島ノ防

衛ヲ強化スルモノトス

昭和十九年三月二十四日

大正七年第九百二十八號

指示

南西諸島方面ニ對スル兵力設置ノ詔命令ニ基キ左ノ如ク指示ス
自今南西諸島方面ニ派遣スル部隊ノ進行作戰費材ハ特ニ定ムル
モノノ外モ左記ニ添録スルモノトス

左記

一 部隊裝備ノ外左ノ如クモ材ヲ進行セシムルモノトス

(一) 糧食

防空部隊、要塞砲兵部隊及大規模派遣部隊ニ在リテハ糧食
自ラ含メ一會給金、其他ノ部隊ニ在リテハ部隊裝備ヲ充テ
ルニ止ム?

(二) 器材

飛行場設定用、海軍用、陸軍用及道路橋ヲ用トシテ上工
木工器材等ハ務メテ多ク貯行ス

(三) 「リヤカール」等機材

67

勞メナ多ク旅行ス

(四) 技能其他

イ天幕・蚊帳等ハ勞メナ多ク旅行ス
ロ印刷設備被服ハ完成地又ハ兼務地ニ於テ交付ス

(五) 旅行費用

約二箇月分トス 但シ大坂島方面係留部ニ在リテハ約六箇月分トス又自動車燃料ニ在リテハ約一箇月分トス

(六) 衛生管理其他

「マラリヤ」防疫劑、防疫材料等ノ旅行ニ持越ナカラムモノトス
ニ飛行部隊ニ對シテハ事項ノ外統一箇月分ノ用品及持務被服成ル
ヘク多数ノ落下「タンク」及燃料材料等ヲ旅行セシムルモノトス
三 衛生管理ノ外更ニ旅行中ニ少キ防疫被服ハ之ヲ旅行セシメ
サル如ク注意スルモノトス

昭和十九年三月二十七日

大陸指 千九百七十五號

指 示

大國命第七百五十五號及同第九百七十四號ニ基キ左ノ如ク指示ス
 防衛總司令官、東部軍司令官、西部軍司令官、第三十二軍司令官
 及臺灣軍司令官ノ準據スヘキ南西諸島、臺灣及伊豆諸島方面作戰
 ニ關スル陸海軍中央協定別冊ノ四シ

昭和十九年五月二日

南西諸島海峽及
伊豆諸島方面

作戰ニ關スル海軍中央協定

昭和十九年五月二日
大本營海軍部

一 總 則 目 次

二 作戰方針

三 作戰準備強化一役ノ要領

四 防衛ノ分擔

五 指揮關係

六 航 空

七 補給輸送及衛生

八 海上護衛

九 報 道

十 通信連絡及氣象

21

十一
編
定

一 總 則

本協定ハ南西諸島臺灣及伊豆諸島方面ノ作戰ニ關シ準備スヘキ事
項ヲ規定ス

本協定以外ノ事項ニ關シテハ「國內防衛ニ關スル陸海軍任務分擔協
定」ニ據ル

二 作戰方針

陸海軍緊密ナル協同ノ下ニ速ニ要地ノ防備ヲ強化シ敵ノ來攻ニ方
リテハ兵力航空兵力並ニ強兵ヲ以テ之ヲ先制擊破スルト共ニ海上
防備兵力ヲ以テ之ヲ擊滅シ以テ國土ヲ保全ス

三 作戰準備一般ノ要領

陸海軍ハ緊密ニ協同シ左ノ如ク作戰準備ノ促進ヲ期ス

(1) 先ツ敵ノ奇襲ニ備フルト共ニ情勢ノ變遷ニ方リ敵ノ攻勢企圖ヲ
察知シ得ルノ態勢ヲ整フ

全般的作戰準備ハ主作戰正面ノ作戰準備ニ支障ヲ生セシメサル
限リ十九年七月ヲ目標トシ之ヲ完成ス

(2) 右作戰準備ハ航空作戰準備ニ及至極ヲ達クト共ニ重要根據地及
海上交通線ニ關スル事項ヲ成ルヘク優先的ニ處理シ爾後ノ事
項ハ之ニ從屬トス

四 防備ノ分擔

防備ノ分擔ハ南西諸島(大嶼等ヲ含ム)伊豆諸島及「バタン」諸
島(バタン島以北)ノ海上防備ヲ互負責任トスルノ外「國內防
衛」ニ關スル陸海軍任務分擔協定」ニ據ル

五 指揮關係

(1) 陸海軍協同トス

(2) 各島嶼ニ於ケル陸上作戰ニ關シテハ所在先任指揮官所在邊上防

備部隊(航空及防空部隊ヲ除ク)ヲ統一指揮ス

六 航 空

(1) 敵ノ來攻ニ方リテハ速ニ海軍航空部隊協同シテ之ヲ擊破ス

其使用兵力及指揮關係ハ別ニ定ム

(2) 航空基地ノ整備擔任及使用區分ヲ左ノ如ク定ム

但シ作戰ノ必要ニ際シテハ相互使用スルコトヲ得

(一) 南西諸島

陸軍擔任(主用)

部之邊

沖縄島 (部隊飛行場ヲ除ク)

伊江島

宮古島 陸軍飛行場

石垣島 陸軍飛行場

海軍擔任(主用)

奄美大島

喜界島

沖縄島 那覇飛行場

宮古島 海軍飛行場

石垣島 海軍飛行場

南大東島

口 宜 宜

西岸基地（現使用）（設定）區分ノ通トシ東岸基地へ左ニ繰ル

陸軍擔任（主用）

宜 宜

花 港

新 飛 行 場

バ タ ン 島

海軍擔任（主用）

東 島 舊 飛 行 場

目 伊 豆 諸 島

海軍擔任（主用）

大 島

新 島

海軍擔任（主用）

八 丈 島

（）航空用兵器及材料ノ補給飛渡ハ各目軍ニ於テ實施スルモ作戦上ノ必要ニ應ジ相互協賛ノ上進軍ノモノヲ一時陸軍専用スルコトヲ得

七 補 給 ・ 輸 送 及 衛 生

補給・輸送及衛生ノ收發後送ニ關シテハ陸海軍各自隊ニ付スルモノヲ擔任シ相互ニ援助スルモノトス

八海上護衛

重要輸送船ニハ軍力直接護衛ヲ附スルモノトス

九報道

別命了ル迄大本營ニ於テ統一シテ行フ

十通信連絡及氣象

陸軍海軍ノ通信ハ各軍固有ノ通信設備ニ依ルヲ原則トスルモ海上

護衛ニ關スル通信ハ海軍主トシテ之ヲ定メ又航空保安通信ニ關

シテハ陸軍海軍互ニ其ノ施設ヲ利用スルモノトス

陸軍海軍間ノ通信ハ相互ニ所在部隊ヲ通シ連絡スルヲ原則トス互

接無線(有線)連絡ヲ必要トスル場合ハ陸海軍指揮官間ニ之ヲ

協定ヲ行ヒ實施スルモノトス

海上護衛輸送中陸軍部隊及船舶ノ通信ハ海軍指揮官之ヲ優先シ

直接護衛輸送中ノ陸軍部隊及船舶ト其所屬司令部若クハ大本營

陸軍部隊トノ連絡ハ海軍ニ於テ優先スルヲ原則トス

陸海軍關係者指揮官ハ格ニ連絡シ其非特待シタル情報ヲ内地軍

ニ關係スルモノハ速ニ之ヲ通報スルモノトス

陸軍用暗號表ハ左ニ定ム外必要ニ應ジ現地陸海軍指揮官間ノ協

定ニ依ル

陸海間作戦暗號表甲及現用亂數表ハ特亂ヲ含ム

陸海間通信暗號表

陸海上交通保護作戦用陸海軍間通信暗號表ニ準出符號表

共同地上連絡新設管

共用型連絡暗号管

（陸）海（軍氣象機關）（陸）海（軍）ノ作戰ニ支障ナキ限リ氣象情
報ノ收集及利用ニ關シ海（陸）軍ノ要求ニ應スルモノトス其要
領ニ關シテハ現地陸海軍指揮官間ニ於テ協定スルモノトス

十二協定

左ノ指揮官ニ於テ所要ノ協定ヲ行フ

西部軍司令官
第三十二軍司令官

高野 南府司令長官
第三南道守府司令長官

東部軍司令官ト板須賀守府司令長官

大連指第二千三十九號

指示

大連命第千四十一號ニ基キ左ノ如ク指示ス

一 陸海軍司令官ハ大連指第二千三十九號ニ拘ラス其第一項ノ鄂條ノ旨

西諸島及南九州ニ於ケル位置ヲ適宜變更スルコトヲ得

二 陸海軍司令官ハ前項ノ部條ヲシテ局地防壁及哨音發射ノ實施ニ

第三十二軍司令官ノ區域ヲ交ケンムルモノトス

昭和十九年六月三十日

8926

大連指第 二千七十二號

指 示

大連命第千五十一號・大連命第千六十五號ニ基キ左ノ如ク指示ス
一 關東軍總司令部ハ海軍部ヲ作教習材奉行ニ關シ左ニ準據スルモ
ノトス

イ 第二十四師團ハ部隊裝備ヲ充實スルニ止ム

ロ 大連命第千六十五號部隊ハ彈藥・部隊裝備ヲ含ミ概テ一會檢分
常設補給資材・使テ一箇月カトス

但シ第十四軍取調序列編入部隊ニ在リテハ自動重機材ハ部
備ヲ充實スルニ止ム

又四十七托連射砲隊ハ第三十二師團序列編入部隊ノモノハ

乘船地ニ於テ中央ヨリ一接部隊ニ、第二十七連隊ヲ移入シ、
隊ノモノハ中央ヨリ第五方面軍ニ交付ス

ニ支那派遣軍總司令官ハ專用部隊ノ作戰資料奉行ニ於テ左ニ準備ス
ルモノトス

イ、第二十六師團ハ彈藥部隊整備ヲ怠リ、五會戰分、常備
給養材料ニ一箇月分トス

但シ自動車燃料ハ部隊整備ヲ充實スルニ止ム、又作戦用トシテ三
十七機連射砲十二門、同機連射砲一會戰分ヲ乘船地ニ於テ中央
ヨリ區隊編組ニ交付ス

ロ、戦車第二十五師團ハ彈藥部隊整備ヲ怠リ、一會戰分、常備編
給養材料一箇月分トス